

5月の定例会
 5月6日(日)
 定例会 9:30~10:30
 勉強会(食中毒対策について) 10:30~12:30

4月の予定

- 1日(日) 会報「まごころ」発行
臨時総会・定例会・勉強会
- 3日(火) 野外ミニデイサービス
- 4日(水) サービス提供責任者会議
- 5日(木) ふれあいサロン
- 10日(火) ミニデイサービス
- 11日(水) サービス提供責任者会議
- 12日(木) ふれあいサロン
- 13日(金) 授産施設訪問説明会
- 17日(火) ミニデイサービス
運営委員会
- 18日(水) サービス提供責任者会議
- 19日(木) ふれあいサロン
- 23日(月) 児童デイ事務局会議
- 24日(火) ミニデイサービス
- 25日(水) サービス提供責任者会議
事務局会議
- 26日(木) 児童デイ定例会

感謝

この度、Hさん、Oさんからご寄付をいただきました。ありがとうございます。大切に使用させていただきます。
 また、「樹」代表の吉川友吏江さんからチャリティコンサートの収益金よりまごころにも次の製品を頂きました。
 <食器洗浄乾燥器、オーブンレンジ、血圧計>
 吉川さんは亡くなられたご主人への介護の支援を受けたお礼にと、以来チャリティコンサートに収益金を寄付されてきました。
 今回、まごころにも介護に携わっていることから寄付をいただくことになりました。大切に使用させていただきます。

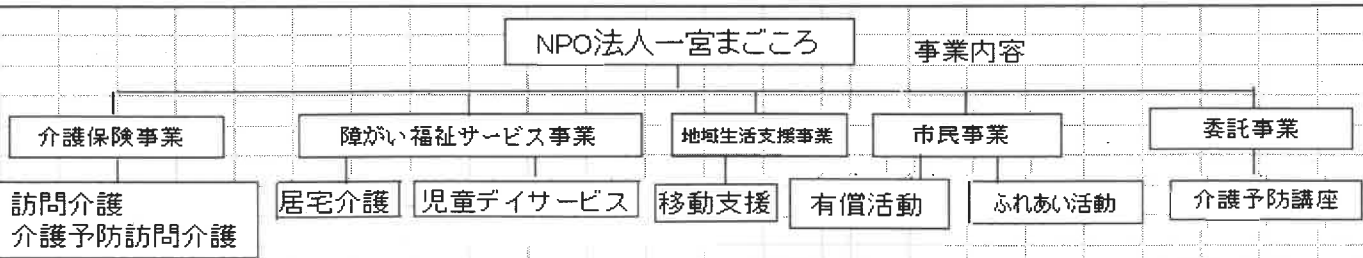
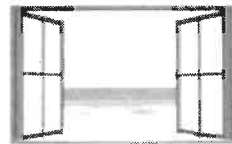


月	市民事業										
	会員数				有償活動			ふれあい活動			
	協力	利用	賛助	合計	在宅	移動	リハパ ト	開所 日数	利用 人数	開所 日数	利用 人数
1月	53	95	95	243	27	218	2	5	44	4	66
2月	55	96	96	247	29	227	1	4	43	4	73

月	介護保険			介護予防			障害福祉サービス				移動支援			
	利用者数	利用回数	利用時間	利用者数	利用回数	利用時間	在宅	児童デイ	利用者数	利用回数	利用時間	利用者数	利用回数	利用時間
1月	37	620	720	16	103	115	24	237	285	20	184	10	47	79
2月	39	635	735	16	100	113	25	267	296	20	196	11	41	73

もう咲いた桜

雪が降らないまま終わってしまった冬。今年の夏は夏らしくなるのでしょうか。3月には大きな地震がありました。今年度は災害のない年であることを祈ります。



まごころ

特定非営利活動法人
一宮まごころ
 No.166
 〒491-0041 一宮市文京1丁目4-6
 TEL 0586-73-8707 Fax 0586-73-8870
 メールアドレス magokoro@owari.ne.jp
 URL http://www.npo.lsnet.ne.jp/491magokoro/

新年度に向けて

今年も新年度を無事迎えることができました。これも会員の皆様のご協力があったことと感謝しております。
 2006年度は介護保険制度や障害福祉制度の変更等があり、その対応に追われる年となりました。制度変更は、財政上に厳しいものであり、ひいてはサービスの質にもその影響を及ぼしかねないものでした。
 2007年度は再度、介護の質を強化し、

誰もが地域で共に生きられる暮らしを目指す介護福祉事業体として努力して参ります。
 さらには、福祉情報や集う場の提供など、間接的な自立支援や相談窓口などにも貢献出来るよう、新たな取り組みも行っていきたいと考えています。
 引き続き、会へのご支援とご協力をお願い申し上げます。

賛助会費の皆様/協力会員の皆様

新年度になりました。引き続き会員登録をよろしくお願い致します。

必要なリハビリテーション

～リハビリ効果と制度～

●病気や事故で失われた体の機能回復にどうしても必要なリハビリテーション(リハビリ)の医療保険制度に見直しを検討されました。厚労省が、リハビリに医療保険適応を原則180日までと厳しい制度にしたからです。今回、改善の見込みのある患者のリハビリ制限緩和や、対象を心臓病や肺気腫などにも広げました。さらに、医師が認めた場合や介護保険対象外への医療リハビリ継続なども検討されましたが、まだその受け皿が足りない等課題は残ったままです。

ベッド上で端座位になり、ヘルパーが後ろから支え、腕や頭を動かす訓練を母親と一緒にやっている。時々、「うー!あー!」と声を発したり、「こっち向いて!」の声かけに、首を一生懸命動かされる。自ら動かす腕や首の可動域の維持が、ベッド上での着替え・体位交換時に大いに役立っています。リハビリの重要さを示す事例。

機能を回復し、人としての生活をする上で必要なリハビリが継続出来るよう、更なる改善の必要があるようです。

制限があるリハビリ

家族とヘルパーの支援

●次は、当会在宅リハビリ事例です。

- ・本人：30歳 重度身体障害者
- ・症状：全身可動域に制限あり、全介助、意思疎通は可能で会話が不可能
- ・在宅リハビリ状況：訪問リハビリを週2回利用。ヘルパーの在宅リハビリも利用。日々の入浴介助時に腕・手・足の関節を緩ませたり、

リハビリは、早期に集中的に行えば、機能回復に効果が見込めます。また、回復出来ず障害が固定しても、リハビリを毎日続けることで、機能を維持していくことは可能です。しかし、制度では、この方のような重度身体障害者の方にさえ、週2回が訪問リハビリの限度になっています。
 従って、母親と毎日入るヘルパーが指示に従い専門家に代わって、機能維持を行っている課題をかかえたケースです。